



上昇気流

Vol.62

二〇二三年新春号

***** 目次 *****

- P1-2 新年のご挨拶
新入社員紹介
- P3-4 税務関係
- P5 相続関係
- P6 インターン生紹介
- P7 ご案内

(有)タックス・プランニング 谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP : <https://www.tax-plan.jp/>
E-Mail : tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

謹賀新年

旧年中はいろいろとお世話になりました。

本年もよろしくお願い申し上げます。

令和五年 元旦



新年のご挨拶



コロナも一段落、普通の風邪のようになりそうです。
でも、かからない方が絶対にいいです。風邪でもしんどいですしね。
今年は人・物・金が動き出す年になりそうです。
波乱もありそうですが、力を合わせて乗り切っていきましょう。

代表社員会長 谷 明憲



有限会社タックス・プランニング
代表取締役 吉田 均

新年明けましておめでとうございます。

令和4年の昨年も、新型コロナウイルス感染症に翻弄される一年でありました。3月のまん延防止等重点措置の行動制限を最後に、今後は新たな行動制限は行わず、ウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗に応じて、社会経済活動をできる限り維持していく方針のようです。

新型コロナウイルスは、今後も変異を繰り返し、収束までにはさらに感染が拡大することが懸念されますが、感染拡大防止と社会経済活動の両立した取り組みにより、漸くコロナ禍前の経済状況に戻つつあります。

私たちは、引き続き感染防止対策をしっかり講じ、社会・生活様式の変化を伴いながら、ウィズコロナ社会を生き抜くお客様企業のために全力でサポートしていく所存であります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。





本年もよろしくお願ひ致します

新年あけましておめでとうございます。
新型コロナウイルス感染症もウイルスが変異する毎に弱化が進み、私たちもようやく日常を取り戻しつつあるように感じます。
しかし、ウクライナショックや円安などで様々なモノの値段が上がったり労働人口の減少による慢性的な人手不足、そして早い企業さまでは今年からゼロゼロ融資の返済が開始になったりと私たちをとりまく環境は簡単ではありません。早め早めの対応を心がけ、金融機関さんの協力を仰ぎながら一緒に頑張っていきましょう。
本年もどうぞよろしくお願ひ致します。



谷税理士法人
代表社員 林田 士郎

新入社員の紹介



吉田 真実

- <趣味> ジグソーパズル
- <今、ハマっていること> コンビニスイーツ
- <好きな言葉> 知行合一
- <メッセージ>

少しでもお力になれるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。



適格請求書の記載様式

令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が開始されます。

買手は、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)から交付を受けた適格請求書(インボイス)等の保存が必要になります。

適格請求書の記載様式

○適格請求書の様式は、法令等で定められていません。**赤字の項目**が現行の請求書に追加される事項です。必要な事項が記載されたものであれば、その名称を問わず、また、手書きであっても適格請求書に該当します。

○不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業等は適格請求書に代えて、記載事項を簡易なものとした**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

(国税庁より)

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率**※

品名	数量	単価	金額
ヨーグルト*	1	¥108	¥108
カップラーメン*	1	¥216	¥216
ビール	1	¥550	¥550
合計			¥874
8%対象			¥224
10%対象			¥550
軽減税率対象			お預り ¥1,000
			お釣 ¥126

(国税庁より)

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の計算では、取引に係る**税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は8%(税抜の場合。税込の場合は10/110又は8/108)を乗じて得た金額に対して端数処理を行い、消費税額等を算出します。そのため、1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

READ NOW

京信について
もっと深く!
もっと詳しく!

よりそう、
つなげる。

京都信用金庫の取組を紹介!
京信のいちおし

ICHIOSHI

京都信用金庫

桂川支店 TEL 934-0011 滝ノ町支店 TEL 955-7022
長岡支店 TEL 951-6161 東向日支店 TEL 922-0575

<https://ichioshi.kyoto-shinkin.co.jp/>

一緒にうれしい
On Your Side

みなさまのすぐとなりに
京都中央信用金庫がいます。

京都中央信用金庫

長岡支店 イズミヤ長岡店前 ☎(954)3121 FAX(955)8196	今里支店 今里4丁目16番地1号 ☎(955)5001 FAX(955)5074
東向日支店 向日町支店	
阪急東向日駅前西入ル北側 ☎(922)7101 FAX(932)8990	

インボイス登録申請のスケジュール



インボイスを発行するためには、税務署へ申請をして、登録番号を発行してもらう必要があります。
インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録番号を利用するためには、原則、**令和5年の3月31日が提出期限**となっています。そのため消費税の課税事業者の方は期限までに申請・登録をしましょう！

免税事業者の登録申請手続き

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です。(経過措置)
この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例】個人事業者や12月決算の法人が、**令和5年10月1日から登録を受ける場合**

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

(国税庁より)

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

消費税の計算方法として簡易課税制度を選択したい時は、原則、その適用を受けたい課税期間の前日までに提出が必要となります。
しかし、免税事業者が、上記、経過措置を利用して登録を受け、その登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間中に届出書を提出すれば、簡易課税制度を適用することができます。

【例】免税事業者である個人事業者や12月決算の法人が、**令和5年10月1日から登録を受ける場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき**

※ 令和3年12月期(基準期間)の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

消費税法簡易課税制度選択届出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

(国税庁より)

電子帳簿保存法
改正後の電子化! 対策はお済みですか?

原票会計Sシリーズ × 財務処理db
【電帳法スキャン保存ソフト法的要件認証】 【電子帳簿ソフト法的要件認証】

電子データ保存と入力作業の省力化は 原票会計Sにおまかせ!
紙とデータを一括管理 今の環境にプラスオン 少人数でも安心運用

会計事務所の業務改善など、まずはお気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

日本ICS株式会社 京都営業所
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町338
京阪四条河原町ビル9F TEL 075(371)6315

国土工営は、相続・資産対策をサポートいたします。

KOKUDO NEWS 相続に「安心設計」を

1. 不動産を活用した相続対策
2. 貸宅地問題の解決
3. 一般不動産の仲介業務
4. その他資産対策

お気軽にご相談下さい。

私たちは相続を通じて、お客様の安心と幸せを実現します。

株式会社 国土工営 関西支店 <http://www.kokudokouei.co.jp/>
〒604-8141 京都市中京区蛸薬師通り東洞院東入ル泉正寺町328番地 西川ビル3階
TEL: 075-212-2801 FAX: 075-212-2802

法改正で知っておきたい相続した土地のこと

所有者不明土地問題の解決のため、所有者の探索・所有者不明土地の管理等が進められていました。その中で、民法・不動産登記法には使いにくい部分があるとの指摘があり、令和3年に民法・不動産登記法が改正されました。原則令和5年4月1日から施行されます。

所有者不明土地問題の解決に向けての改正ですが、民法や不動産登記法自体の改正であり、他の問題にも影響を与える可能性が大きいと、重要と思われるものをご紹介します。

特別受益・寄与分の既定の期間制限

改正前 改正前は相続開始から長期間が経過した後も特別受益や寄与分の主張が制限されることはありませんでした。

改正後 相続開始時から10年を経過した後にする遺産分割には、特別受益や寄与分の主張を原則として認めないこととされました。期間制限ができたため、特別受益や寄与分の問題が生じている相続の場合には、慎重な対応を検討する必要があります。

相続登記の義務化

令和6年4月1日から

不動産を取得した相続人に、相続開始があったことを知り、かつ、不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に登記の申請をしなければならないこととされました。この義務に違反すると、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

相続土地国庫帰属制度の創設

令和5年4月27日から

どんな制度？

相続等により取得した土地の所有権を放棄して国に引き渡す制度です。申請のあった土地のうち所定の要件を満たしているものについて、国庫に帰属させる制度が創設されました。一定の負担金を支払えば国庫に帰属させることが認められることとされています。

国庫帰属が認められない土地

- ①建物が建っている土地 ②担保が設定されている土地
- ③他人の使用が予定されている土地 ④境界が不明確、所有権の帰属等に争いのある土地
- ⑤通常の管理に過分の費用・労力を要する土地

その他の改正

- 共有の管理・分割に関する改正
- 相続財産管理制度に関する改正
- 遺産分割の禁止に関する改正
- 相続関係に関する改正
- 相続登記の簡略化等に関する改正

無料相談実施中!

気になることがあれば
こちらまで!!

様々な専門家がありますが、
聞きにくいことは全て私たちが代わりに承ります。

まずはお気軽に ☎ **0120-927-578**
ご相談ください [受付] 9:00~17:00 / [相談] 9:00~18:00

相続 **TANI** ナビ 谷税理士法人/有限会社タックス・プランニング



インターンシップ

同志社女子大学の方に
8月22日から26日の間
来ていただきました!!

西岡さん

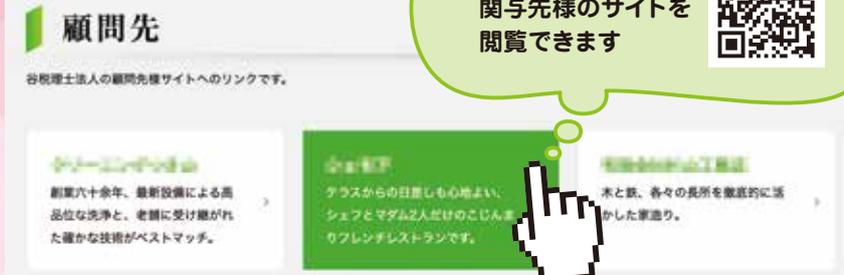
谷税理士法人様で、五日間インターンシップ実習をさせていただき、興味のあった会計の作業を体験することが出来る貴重な機会になりました。初めての实習でたくさん分からない事がありましたが、たくさんの方に一つ一つ丁寧に教えていただきました。分かりやすく教えていただいたおかげで、入力の方法や、なぜこの作業が必要であるのかなどを理解することができました。今回の実習では入力の作業を主にさせていただきました。そのため、直接お客様と関わる機会はありませんでしたが、お話を聞いたり実際にお仕事をしている姿を見たりして、みなさんお客様の事を考えて様々な提案をされている事を知ることができました。実際に電話や訪問された方の相談に親身になって提案されている姿が印象的でした。また、今まで詳しく知らなかった消費税や所得税などの税金についても知ることが出来ました。実際に給与から引かれる税金や保険料などの計算の仕方を教えていただき、給与をもとに複雑な計算から金額が決められていることが分かりました。今回のインターンシップに参加させていただき、良い経験になりました。ここで学んだことを、今後の就職活動や就職をしたときに活かしていきたいと思ひます。五日間、お忙しい中ご指導いただきありがとうございます。

高宮さん

8月末の5日間、谷税理士法人でインターンシップ実習をさせていただきました。私は今回の実習で会計分野の理解を深め、自分の学びに還元することを目標にしていました。インターンシップを通して学びに還元できる以上に、多くのことを学びました。私は会計に関するゼミに所属しています。同時に簿記に興味があり勉強もしていました。ですが一方的にインプットすることの方が多く、アウトプットする機会がありませんでした。そこで知識を活用できる場所として税理士事務所のインターンシップに参加を決めました。実習では月次作業における記帳代行や総勘定元帳の作成を実際にさせていただきました。自分の学んできたことが少なからず活かしているという嬉しさと楽しさがあると同時に、領収書の中身によって使われる税率が違い、科目も変わってくる応用力も鍛えられてくるなど感じました。給料に関する仕訳の際に少しつまってしまい作業が止まってしまうこともありましたが、担当の方が一から丁寧に教えてくださり、さらに豆知識として税金の仕組みを話してくださいました。また、お客様とは書類上でのやり取りが多いと思ひますが、実際に話してみないと分からないことやコミュニケーションをとることが実は一番大切だと教えて頂きました。この実習で学んだことはどれも今後社会人として生きる上で為になることばかりでした。5日間本当にありがとうございました。

◆◆◆ご案内◆◆◆

谷税理士法人のホームページでは、相互リンクさせて頂いている顧問先様、取引先様、公的機関のサイトをご紹介します。谷税理士法人のホームページにリンク掲載をご希望の関与先様は、URLとサイトの説明を担当者にお知らせください。



クリックすると
関与先様のサイトを
閲覧できます



さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年
DAIDO 大同生命

京都税理士共済支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル
饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル3F)
TEL 075-256-7102



今日と未来を、つなぐ。

変化が激しく、新しい価値観が生まれる時代。
今日という、一日一日を大切に。
その積み重ねが、未来へとつながっていく。
日本生命は今を生きるすべての人たちの
トータルパートナーとして
これからも社会に向き合い続け、ともに歩んでいきます。



日本生命

2021-1495G, 総合企画部